

III 凡 例

適用農薬一覧表

①→リンゴ(果樹類、落葉果樹の登録農薬も使用できる)

薬剤名	作用機構分類コード	人畜毒性	使用時期(日数)	使用回数	⑤											
					ケムシ類	シンクイムシ類	モモシクイガ	ナシヒメシンクイ	キンモンホソガ	ギンモンハモグリガ	ハマキムシ類	シヤクトリムシ類	モモチヨツキリゾウムシ	ハダニ類		
⑥→ エスマルクDF	11A		*c	-	◎							◎	◎			
サンクリスタル乳	-		*j	-												◎
スプレーオイル	UNM		*d	-												◎
スカウトFL	3A	劇	1	5		◎	○	○	◎	◎	◎					
アルバリン顆粒溶	4A		1	3		◎	○	○	◎	◎						
スタークル顆溶																
ノーモルト乳	15		1	2	ヒ	◎	○	○	◎	◎			ヨ			
マイトコーネFL	20D		1	1												な
トラサイドA乳	1B・1B		*a *h	3												⑦

① 作物名

作物の一般的な名称をゴシック体で示しました。なお、一部の作物については農薬取締法上の名称ではなく、一般に都内の農業者が用いている名称を使用しています(例：法律上の名称=パレイショをジャガイモと表記)。作物名が「作物群」の場合には、その作物群に含まれる個々の作物名を脚注又は『農薬登録における適用作物名について』に示しています。

作物名の後の明朝体の表記は、「作物群登録」に関する情報です。その作物の項に掲載されていない病害虫や農薬でも、「作物群登録」がある場合があります。例示したリンゴに使用できる農薬を調べる場合は、「リンゴ」と同時に「果樹類(作物群登録)」及び「落葉果樹(作物群登録)(果樹類の登録農薬も使用可)」のページも参照してください。

なお、作物は東京都で栽培している主要な品目を掲載しました。

② 薬剤名

薬剤名は、代表的な商品名を掲げました。登録のあるすべての農薬を掲載しているわけではありません。また、本指針に掲載のない農薬であっても、適正な使用であれば問題はありませぬ。薬剤名のうち剤型(剤の形状・物理性の特徴)を下の略称で示しました。剤型の特徴については『資料3 農薬の剤型と特徴』を参照。

粉	… 粉剤	粒	… 粒剤
水	… 水和剤	溶	… 水溶剤
乳	… 乳剤	液	… 液剤
塗	… 塗布剤	FL	… フロアブル
顆水	… 顆粒水和剤	DF	… ドライフロアブル
顆溶	… 顆粒水溶剤	MC	… マイクロカプセル
㊦	… チオファネートメチル含有剤	㊧	… ベノミル含有剤

③ 作用機構分類コード …『薬剤系統区分』参照

農薬の作用機構分類コードを記載しました。複数の分類コードを持つ農薬については、殺虫剤の表ではIRACコード、殺菌剤の表ではFRACコードのみを記載しました。

④ 人畜毒性 …『農薬の安全性確保について V 毒物、劇物の判定基準について』参照

劇 … 劇物に該当する農薬

※ 毒物に該当する農薬は、本指針には掲載していません。

⑤ 農薬の使用基準

特に注釈などない場合は、以下について記載しています。

使用時期：収穫前までに使用できる日数(「収穫の〇日前まで使用可」の意)。

使用回数：その剤の、規定された使用時期や使用条件下で使用できる回数(農薬ラベル上の「本剤の使用回数」に当たる「△回まで使用可」の意)。

数字以外の記号が書かれている場合には、各表の末尾に脚注がありますので、必ず確認してください。

※ 「一」の記号のものについては使用時期、使用回数に制限がないことを示します。

※ 農薬には「**本剤の使用回数**」の制限のほかに、「**有効成分を含む農薬の総使用回数**」の制限が設けられています。異なる農薬でも、同じ有効成分を含んでいる場合には使用回数の制限があるので、必ずラベルで確認する等、注意してください。

⇒ 『農薬の安全適正使用 II-2. 農薬の使用回数の考え方』、『使用回数に注意を要する農薬一覧表』参照

⑥ 日本農林規格において、有機農産物に使用できる農薬をゴシック体で表記しました。詳細については、有機登録認定機関に確認してください。

※ 『資料 1-IX 東京都エコ農産物認証制度で使用回数に加えない農薬一覧』参照

⑦ 一覧表の記号は、それぞれ以下のとおりの意味です。

- ・◎は、**その病害虫に登録がある農薬**です。
- ・カタカナや漢字、**その他の記号**(前ページ例の「ヨ」・「ヒ」)は、使用方法や適用病害虫に特に注意が必要な場合です。記号の意味については、**各表の末尾に脚注**がございますので、必ずご確認ください。
- ・○は、**その病害虫の上位の分類に対し登録がある農薬**です。前ページの例では、「アルバリン顆溶スタークル顆溶」は、リンゴの「シンクイムシ類」に登録があると同時に、「シンクイムシ類」に含まれる「モモシンクイガ」「ナシヒメシンクイムシ」の防除にも使用できる、ということを表しています。
- ・カタカナや漢字、**その他の記号に下線**が付してある場合は、「○」と同じ意味です。

